

議案第49号

南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について

南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年9月5日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町学校給食費徴収条例第2条の学校給食等の定義を明確化すること及びその他文字を修正する必要があるため提案する。

南風原町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例

南風原町学校給食費徴収条例（令和4年南風原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「給食」の次に「町が」を加え、「規定」を「基づき小学校及び中学校で実施する学校給食並びに幼稚園で実施」に改め、同条第2号中「に規定する学校給食に要」を「に基づき保護者が負担すべき経費（同項に準じ定める幼稚園の園児の保護者が負担すべき経費を含む。）として学校給食費負担者が納付」に、「経費」を「費用」に改め、同条第3号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者」を「学校給食の提供を受ける児童、生徒又は園児の保護者等その他学校給食の提供を受ける者」に改める。

第4条第2項中「10月31日」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。